大津市会計年度任用職員募集要項

【職種:看護保健職3種 保健師 こども発達相談センター】

令和7年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは 一般職の地方公務員で、採用されると服務規程(職務専念義務や守秘義務等)が適用されます。

- 1 募集人数 1人
- 2 募集職種 看護保健職 3 種 保健師
- 3 業務内容

こども発達相談センターで行う下記の業務

- (1) 子どもの発達や発達障害に関する保護者の相談並びに保護者支援業務
- (2) 電話・窓口対応業務
- (3) パソコンを使った資料作成、データ入力業務 等

【業務内容の変更範囲】

<u>なし</u> あり (

以 ()

4 募集対象

- (1) 保健師の国家資格を持っていること。
- (2) パソコン (ワード・エクセル) の基本的な操作が行えること。
- (3) 窓口や電話等における接遇応対業務に従事可能であること。
- ◎地方公務員法第 16 条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張 する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- 5 応募受付期間

令和7年10月27日(月)から令和7年11月21日(金)まで

6 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、受付期間内に下記の連絡先へ直接電話連絡してください。

選考当日に下記の書類を持参してください。

- ①ハローワーク紹介状 (ハローワークを通じて応募される場合)
- ②写真を添付した履歴書
- ※募集対象の資格者証等のコピーを添付ください。
- ※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範

囲内でのみ使用します。

③自らの相談経験に関することや、相談に関する技法等についてのレポート (A4 用紙 1 枚に記入。手書きでも結構です。様式や文字数は問いません。返却不可)

【受付時間】土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時

【連 絡 先】〒520-0047 大津市浜大津四丁目1番1号

大津市こども発達相談センター

「会計年度任用職員採用担当者」まで

電話番号: 077-511-9330

7 選考日時及び選考会場

【選考日時】令和7年11月26日(水) 午前10時30分から

【選考会場】大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津 こども発達相談センター

8 選考方法

面接試験及びレポート評価

※上記6に記載の選考当日の持ち物をお持ちください。

9 結果の発表

受験者本人宛に、1週間以内に、合否通知を文書で発送します。

10 勤務条件

任用期間 令和8年1月1日から令和8年3月31日まで 採用後1ヶ月(実勤務日数が15日に満たない場合は15日まで延長)は条件付採用と 好な成績で勤務して初めて正式採用されます。 ■ 原則あり □ 原則なし	し、良
好な成績で勤務して初めて正式採用されます。	し、良
一一円度の ■ 原則の9 日 原則なし	
任用 (翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合がありま	す。)
勤務地 大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津1階 こども発達相談センター	
勤務地 1 あり ➡ ()	
変更の 2 なし	
可能性	
勤務日 週5日(月曜日~金曜日)	
休日 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日から1月3日)	
休暇 年次有給休暇 1年目3日(任用期間に応じて付与)	
特別休暇あり (要件あり)	
勤務時間 週 35 時間勤務 (1日7時間×週5日) 9 時~17 時 休憩 60 分	
基本給 週 35 時間勤務 月額 245, 538 円 ~ 260, 798 円	
※本市職員としての経歴に応じて決定します。	
諸手当 期末勤勉手当:今年度の支給はなし。(翌年度も同じ職に再度任用され一定	の条件
を満たした場合は、支給基準に基づき在職期間・成績率に応じた割合で支給し	、 ます。
(年2回 年間最大 4.50 月分))	

	通勤手当相当(片道 2km 以上の場合、上限月額 55,000 円)、時間外勤務手当相当が
	要件により支給されます。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
	営利企業への従事(兼業)は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行
	為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。(兼業先との所定勤
	務時間の合計が週40時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、
	認められません。)
その他	・給与等支給日:当月20日
	・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるとこ
	ろにより変更します。